平成２６年（フ）第３５３９号
東京都墨田区千歳３丁目５－６　川本ビル４Ｆ－Ａ、開始決定時の住所東京都墨田区菊川２丁目５－６－301
破産者　白川志津江（旧姓杼窪）
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５５８号
東京都千代田区外神田１丁目６番１号　外神田ビル７Ｆ
破産者　株式会社ヒーローラボ
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５５９号
千葉県柏市中央１丁目４―15―401
破産者　本井　紀吉
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５６５号
東京都千代田区飯田橋２丁目12番２号
破産者　株式会社千代田印刷工芸社
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５６６号
東京都八王子市長沼町104―53
破産者　加藤　　実
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５６７号
東京都八王子市長沼町104―53
破産者　加藤　直子
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５８８号
東京都調布市仙川町３丁目９番15号
破産者　株式会社オカジオーネ
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６６８号
東京都世田谷区中町１丁目12―３、開始決定時の住所東京都世田谷区深沢１丁目25―21
破産者　村上喜久夫
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５４３号
東京都八王子市子安町４丁目11―12―504
破産者　相馬　茂樹
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５９０号
東京都墨田区立花１丁目26―２―1203
破産者　不破　圭司
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５９２号
東京都葛飾区立石７丁目30―８―302
破産者　檜山　巨希
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５９３号
東京都江東区亀戸１丁目40―７―1001
破産者　廣瀬　隆則
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５９４号
東京都板橋区成増４丁目27―16　第三旭マンション208
破産者　高橋　博之
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５９５号
神奈川県伊勢原市伊勢原４丁目13―５　ゆたかビルⅡ303
破産者　高橋　一恵
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５９６号
神奈川県横浜市港北区大曽根１丁目22―４―201
破産者　西村　貴之
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５９７号
東京都東村山市野口町２―29―４―102、住民票上の住所東京都東村山市野口町２丁目26―56
破産者　森田　有希
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６３６号
東京都東村山市美住町１丁目３　美住町１丁目第２アパート―４―1004
破産者　井上三枝子（旧姓谷内）
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６４７号
東京都大田区中央６丁目13―12―201、住民票上の住所東京都大田区中央６丁目11―12―102
破産者　秋葉　　誠
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６８５号
東京都台東区橋場１―24―８―201、住民票上の住所東京都台東区清川１丁目35―10　ビジネスホテル福住
破産者　田代　裕幸
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７１４号
東京都品川区旗の台４丁目12―16―203
破産者　山科靖雄こと　山田陽一郎
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７６５号
東京都大田区池上４丁目26―10―201
破産者　澄川都由子
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部